

# 国民健康保険税率が改定されました

問合先 市民課国民健康保険グループ ☎ 84-5006

国の「子ども・子育て支援加速化プラン」に基づく子育て世代を支援する取り組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が4月1日から始まりました。国は医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収し、医療保険者は、被保険者から医療保険料と合わせて子ども・子育て支援金を賦課・徴収する仕組みです。このため、国民健康保険加入者の皆さんには、令和8年度の国民健康保険税から、「子ども・子育て支援納付金分」を新たに負担いただくこととなります。

一方、国民健康保険の税率は、国民健康保険を運営する三重県が標準保険税率を示すとともに、各市町は県が決定した納付額をもとにそれぞれの税率を決めていますが、令和11年度までに一定の幅を設けた上で県全体で標準保険税率に統一する予定です。





市では、標準保険税率を参考に検討した結果、「子ども・子育て支援納付金分」の上乗せによる負担増や将来の国民健康保険の運営を考慮し、保険税負担を令和7年度程度に抑えるため、令和8年度から国民健康保険税の医療分(基礎課税分)の税率を引き下げることにしました。

将来にわたり安心して国民健康保険を利用いただくため、税率改定にご理解とご協力をお願いします。

## 令和8年度国民健康保険税率改定表

区分		改定前 (令和7年度)	改定後 (令和8年度)	増減	
医療分	所得割	7.6%	6.9%	-0.7%	(引き下げ)
	均等割(1人あたり)	33,000円	31,800円	-1,200円	
	平等割(1世帯あたり)	21,600円	20,400円	-1,200円	
	課税限度額	65万円	66万円	1万円	
後期高齢者支援金分	所得割	2.9%	2.9%	-	
	均等割(1人あたり)	12,000円	12,000円	-	
	平等割(1世帯あたり)	8,400円	8,400円	-	
	課税限度額	24万円	26万円	2万円	
介護分 (40歳以上65歳未満の人のみ)	所得割	2.5%	2.5%	-	
	均等割(1人あたり)	13,200円	13,200円	-	
	平等割(1世帯あたり)	6,600円	6,600円	-	
	課税限度額	17万円	17万円	-	
子ども・子育て支援納付金分	所得割		0.7%	0.7%	(新設)
	均等割(1人あたり)		1,200円	1,200円	
	18歳以上均等割(1人あたり)		90円	90円	
	平等割(1世帯あたり)		600円	600円	
	課税限度額		3万円	3万円	

### 新しい国民健康保険税区分

医療分	後期高齢者支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分
医療費に充てられます	高齢者医療を支援します	介護保険をサポートします	子育て支援に活用します
			

新設

重要

※18歳未満の人(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)に課される均等割は、子育て世帯の負担が増えないよう、**10割軽減**が適用されます。

子ども・子育て支援制度について詳しくは、二次元コードからご確認ください。



## 税率改定によるモデルケース

世帯構成	改定前保険税額	改定後保険税額	増減額
65歳以上75歳未満 1人世帯 世帯所得43万円以下	22,400円	22,200円	-200円
65歳以上75歳未満 2人世帯 世帯所得100万円以下	119,800円	119,500円	-300円
65歳以上75歳未満 2人世帯 世帯所得200万円以下	284,800円	284,300円	-500円
40歳以上65歳未満 夫婦・子2人の4人世帯 世帯所得200万円以下 ※子は18歳未満	398,400円	396,100円	-2,300円
40歳以上65歳未満 夫婦・子2人の4人世帯 世帯所得300万円以下 ※子は18歳未満	577,000円	574,100円	-2,900円

## 国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大

低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割・平等割を軽減(7割・5割・2割)しています。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※-1)以下の世帯(改正なし)	
5割軽減	43万円+30万5千円×被保険者数	43万円+31万円×被保険者数
2割軽減	43万円+56万円×被保険者数	43万円+57万円×被保険者数

※給与所得者等とは、被保険者および特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。

## 国民健康保険税課税限度額の見直し

税制改正により、保険税の医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられます。限度額を超えた分は減額されます。

軽減割合	令和7年度(改正前)	令和8年度(改正後)
医療給付費分	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護分	17万円	17万円
子ども・子育て支援金分		3万円
課税限度額合計	106万円	112万円

## 将来の国民健康保険のためにも、定期健診を受診し、医療費の適正化にご協力ください

国民健康保険事業の財政は、加入者の高齢化や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加など、さまざまな理由で医療費が増加傾向にあり、厳しい状況が続いています。

加入者の皆さんが市の特定健診やがん検診などを定期的に受診し、自分の健康状態を把握することで、病気の早期発見・早期治療につながり、医療費の適正化と国民健康保険財政の健全化につながります。ご理解とご協力をお願いします。